

平成21年
飯塚市議会会議録第1号
第3回

平成21年5月29日（金曜日） 午前10時02分開議

●議事日程

日程第1日 5月29日（金曜日）

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第72号 平成21年6月に支給する飯塚市職員等の期末手当等の支給の特例に関する条例
(総務委員会)
- 2 議案第73号 専決処分の承認（平成20年度飯塚市一般会計補正予算（第6号））
(総務委員会)
- 3 議案第74号 専決処分の承認（平成20年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号））
(経済建設委員会)

第4 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第72号 平成21年6月に支給する飯塚市職員等の期末手当等の支給の特例に関する条例
- 2 議案第73号 専決処分の承認（平成20年度飯塚市一般会計補正予算（第6号））

第5 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第74号 専決処分の承認（平成20年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号））

第6 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第10号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第11号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第7 署名議員の指名

第8 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（森山元昭）

これより平成21年第3回飯塚市議会臨時会を開会いたします。

会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

議案第72号 平成21年6月に支給する飯塚市職員等の期末手当等の支給の特例に関する条例から議案第74号 専決処分の承認(平成20年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号))までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

◎副市長(上瀧征博)

ただいま上程になりました議案の提案理由の御説明をいたします。

『議案書』をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

「議案第72号 平成21年6月に支給する飯塚市職員等の期末手当等の支給の特例に関する条例」につきましては、市長等の特別職、市議会議員、市職員の平成21年6月に支給する期末手当等の支給に関し暫定的措置を規定するものでございます。

3ページをお願いいたします。

議案第73号、第74号の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めますのでございます。

まず、議案第73号の専決第8号、平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)の内容につきましては、別冊になっております『補正予算書』により御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第1条の(歳入歳出予算の補正)は、4ページの「第1表歳入歳出予算補正」に掲げておりますように、利子割等各交付金、地方交付税及び市債の額がそれぞれ確定したことに伴い、財政調整基金の繰入金を減額する補正を行うものであります。

第2条の(地方債の補正)は、5ページの「第2表地方債補正」に掲げておりますように、旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業費及び街路事業費について、それぞれの額が決定いたしましたので、限度額の変更を行うものでございます。

なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案第74号の専決第9号、平成20年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)につきまして御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

第1条の(歳入歳出予算の補正)は、10ページの「第1表歳入歳出予算補正」に掲げておりますように、歳出の開催経費等の執行残による減額補正と、将来の施設改善に備えるため競走場施設改良基金への積立てを行うものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長(森山元昭)

提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。4番 楡井莞爾議員。

◆4番(楡井莞爾)

議案74号について若干質問させていただきたいと思っております。3億円の積立金を施設改良基金積立金という形で積み立てるということになっておりますけれども、まずこの原資は何かということと――そこですね、まず原資は何かということの説明させていただきたいと思っております。

○議長(森山元昭) 事業管理課長。

◎事業管理課長(加藤俊彦)

原資につきましては、20年度の収支によりまして3億400万円ほどの収益が出ましたので、そのうち3億円を基金に積み立てるものでございます。

○議長（森山元昭） 4番 楡井莞爾議員。

◆4番（楡井莞爾）

黒字ということなんでしょうけども、その黒字がどういうふうな形で発生したのかについて説明してください。

○議長（森山元昭） 事業管理課長。

◎事業管理課長（加藤俊彦）

収支改善計画と、それから場外発売に基づく収益の増と認識しております。

○議長（森山元昭） 4番 楡井莞爾議員。

◆4番（楡井莞爾）

地方自治体の競走事業、これにつきましては、その利益については第一義的に一般会計に繰り入れるといたしますか、特別会計からいけば繰り出しということなんでしょうけれども、そういうふうになっているんじゃないかというふうに思うんですが、その点はどうか。

○議長（森山元昭） 事業管理課長。

◎事業管理課長（加藤俊彦）

オートレース事業の最大の目的は地方財政に寄与することだと認識しております。

○議長（森山元昭） 4番 楡井莞爾議員。

◆4番（楡井莞爾）

私の質問のとおり一般会計に繰り入れる、最大に寄与するという事です。それで、これは別のことですが、事業収入のうち、一定の割合を小型自動車競走会というところに上納することになっていると思うんですね。その上納分、売りに上げてという事でしょから、大体5億円というふうに聞いておりました。その一時中断ということに、今なっているようですが、その経緯と、それから今後どういうふうにとまっている分を返していくというか、そういうことも含めて説明をしていただきたいと思います。

○議長（森山元昭） 公営競技事業部長。

◎公営競技事業部長（城丸秀高）

収支改善計画につきましては、御存じのとおり平成14年度から単年度収支が赤字になりまして、特に平成15年度、16年度は、2カ年で6億円強の赤字を出すことになりました。小型自動車競走法の中で、著しく収支のバランスが崩れた場合は交付金の延納もできるという項目がありまして、それを使いまして一時的に交付金の延長を願い出たわけです。それと、この分の支払いにつきましては収支改善計画が18、19、20年度と続きまして、21年度から10年間で返せばいいというようになってまして、うちの計画でいえば本年度は返す予算は計上しておりますけど、来年度から9年間で返していこうと、その金額が約15億円程度でございます。

○議長（森山元昭） 4番 楡井莞爾議員。

◆4番（楡井莞爾）

赤字、18、19、20年の分は待ってもらっていると、それを22年から返していくということでありました。

それで、これは当然、その年にできた黒字の上に3年間分を上乗せして返していくということですかね。それで、この3億円を積み立てたら、現在の基金合計といたしますか、これは幾らになりますか。

○議長（森山元昭） 事業管理課長。

◎事業管理課長（加藤俊彦）

3億円を基金に新たに積み立てますと、合計で11億3,197万7,052円となります。

○議長（森山元昭） 4番 楡井莞爾議員。

◆ 4 番（楡井莞爾）

この 1 1 億 3,1 9 0 万円ですか、この基金を近々に使う予定はありますか。

○議長（森山元昭） 事業管理課長。

◎事業管理課長（加藤俊彦）

概算で計画を練っておりますけども、平成 2 6 年度までに約 1 1 億円強の施設改善費が発生すると見込まれております。

○議長（森山元昭） 4 番 楡井莞爾議員。

◆ 4 番（楡井莞爾）

私は近々にというふう聞いたんですよね。どうですか。

○議長（森山元昭） 公営競技事業部長。

◎公営競技事業部長（城丸秀高）

御存じのとおり、オートレース場を、今の場所に移転を昭和 4 2 年にしまして約 4 0 年ぐらいたっております。それで施設もかなり古くなっているし、緊急に修理する場合もいろいろあるんですが、今我々が考えている施設改善、やらなければならない走路改修等も含めて、2 6 年までに必ず発生するというのが 1 1 億円強でございます。それに加えまして緊急に要る分が結構ございまして、その分に対する備蓄ということで考えております。

○議長（森山元昭） 4 番 楡井莞爾議員。

◆ 4 番（楡井莞爾）

今の説明でも、ここ一、二年の間に使うというような具体的な計画がされてないということになるんじゃないかと思うんですね。それで、今回 3 億円を積み立てる以前にも、もう既に 8 億円以上の積立金があったというようなことにもなるわけで、それを使う計画がない。一方では、一般会計では財政調整基金や減債基金、これを取り崩しても、まだ足りないということで、現在進行中の行財政改革、これをさらに強めるということで第一次改定を検討中だというふうに聞いています。

ですから、一番初めにもお尋ねしたように、競走事業の黒字分というのは第一義的に一般会計に繰り入れなければならないものであるということにもかかわらず、基金へ積み立てるというふうに決定をしたわけですね。この 3 億円を積み立てるというふうに決定したのは、いつ、どこで、どういうふうな理由で決定されたのかについてお聞きしたいと思うんですが。

○議長（森山元昭） 事業管理課長。

◎事業管理課長（加藤俊彦）

毎年度 4 月に当該年度の決算見込みが出ますので最終補正をするわけでございますけれども、単年度収益が発生すれば、その取り扱いについて内部協議を始めます。今回の積み立てにつきましても、内部協議におきまして施設の老朽化が進んでおり、将来的な施設改善に充てるために基金に積み立てることで補正をいたすこととしております。

○議長（森山元昭） 4 番 楡井莞爾議員。

◆ 4 番（楡井莞爾）

先ほども説明ありましたように、今年度といいますか、2 0 年度の余った分を、すぐ積み立てなければならないというような利用計画、ないわけですよね、基金の。にもかかわらず、囲っておかないといけないというようなことではどうかと思うんですよ。じゃあ、いつになったら繰り入れを、特別会計からいったら繰り出し、これを始めるつもりなんですかね。

○議長（森山元昭） 公営競技事業部長。

◎公営競技事業部長（城丸秀高）

いつになったら繰り入れをするのかということにつきましては、はっきりした答えというか、はっきりしたことは言えませんが、先ほど施設改善のことを言いましたけど、施設改善を含めまして、先ほど質問者言われましたように、通常の交付金プラスの返還分が約 1 億 7 千万円、9

年で割りますと1億7千万円ぐらいあって、6億7千万円を毎年納めていくという形になります。だから、施設改善に含めまして、その分も必要だということで備蓄のほうに回していると。また、先ほどの施設改善ですけど、施設改善はすぐにでも、ここ一、二年はないとおっしゃいましたけど、すぐにでもやりたいのがいっぱいあるんですけど、それは大きな投資になりますので、それは計画的に緊急性の高いものからやっていくというふうに計画をしております。

○議長（森山元昭） 4番 楡井莞爾議員。

◆4番（楡井莞爾）

いつになったらというようなことも言われませんし、11億円を超える基金があるにもかかわらず、その計画は、まだ具体的にないというようなことなんですよ。

それで、この3億円あれば、ゴミ袋代の値上げもせんでもよかったんじゃないかというふうに思いますね。さらには給食費の値上げ、食材か食材じゃないかという争いになっているんですけど、30円と60円の差の問題ですね。こういうことなんかも、しなくて済むんじゃないかというふうに思うんですよ。市長、いかがですかね、この辺の考え方については、これは、ぜひ第一義的に繰り入れるべきだというふうに思うんですよ。いかがでしょうか。

○議長（森山元昭） 財務部長。

◎財務部長（実藤徳雄）

今の単年度の収支の中で3億円程度の黒字が出たということで、この分については繰り入れるべきではないかという御質問でございますが、先ほど担当のほうからお答えしていますように、18年から20年、収支改善計画を行いまして、この分については単年度で約5億円、3年で15億円の、今はJK Aですかね、それへの納付金を先延べしております。この分については、将来必ず払っていかないといけない経費でございます。そういうところを見ますと、単年度収支の中では3億円の黒字が発生しておりますけど、将来に向けての積み立てということで判断いたしております。

○議長（森山元昭） 4番 楡井莞爾議員。

◆4番（楡井莞爾）

今の話でいえば繰り返し、押し問答という形になりますから、一応質問をこれで終わりますけど。やっぱり競走法の厳格な実施ということを行っていただきたいというふうに思うんですね。市民の皆さん方には負担に次ぐ負担ということになっているわけですから、これはぜひ実行していただきたい。

さらには、10年間で返さないかんとところを、1年縮めて9年間で返すというようなことにもなっているようですからね。そういうこと、早めて返さないといけないものかどうかも含めて、今後、注視していきたいというふうに思います。

○議長（森山元昭）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

議題中、議案第72号及び議案第73号、以上2件はいずれも総務委員会に、議案第74号は経済建設委員会に、それぞれ付託いたします。

暫時休憩いたしますので、その間において各委員会の開催をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長（森山元昭）

本会議を再開いたします。

総務委員会に付託していましたが議案第72号及び議案第73号、以上2件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。6番 後藤久磨生議員。

◎6番（後藤久磨生）

総務委員会に付託を受けました議案2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第72号 平成21年6月に支給する飯塚市職員等の期末手当等の支給の特例に関する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、この条例に規定される支給率が適用されることによって、職員等の期末手当等は総額でどれくらいの減額になるのかということについては、議員・特別職・一般職のトータルで約8,100万円の減額になるという答弁であります。

次に、夏の期末手当等に関する人事院勧告がこの時期に行われるのは異例と思われるが、今回の勧告はどのような経緯で行われたものなのかということについては、本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定が、昨年来の急速な景気悪化に伴い大幅な減少になっている状況であったため、4月に緊急調査が行われた結果、今回の勧告に至ったものである。勧告の趣旨としては、可能な限り民間の状況を反映するという観点に立ち、12月期に1年分を清算すると大きな減額になってしまう可能性もあるため、6月の一時金支給について暫定的に凍結する措置を講じようとするものであるという答弁であります。

次に、条例案第5条における一般職に関する規定は、本来、別のくくりで提案されるべきものと考えますが、特別職と一般職に関する規定を一括して一つの条例案の中にまとめたのはなぜなのかということについては、6月期の支給について、本則を変えることなく暫定的な措置を講じるためのものであるため、一括して提案したものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、本条例案第1条から第4条に関しては賛成できるものであるが、第5条における支給率の規定によって市職員の収入は減り、地域経済にも打撃を与えることになるため、本案には反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第73号 専決処分の承認（平成20年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回約3億円の増額になった特別交付税は、新型インフルエンザ対策やその他の災害対策などに手当てする財源として使えるのかということについては、一般財源として交付されるものであるため、そのような単独の財政需要に対応できるものであるという答弁であります。

次に、旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業債が5,070万円の増額になっているが、この措置によって事業規模が拡大されることはあるのかということについては、新たに財源対策債の措置がなされたことによる補正であり、事業費の変更はないという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。3番 川上直喜議員。

◎3番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、議案第72号に反対の

立場から討論を行います。

平成21年6月に支給する飯塚市職員等の期末手当等の支給の特例に関する条例案は、6月の期末手当の支給を、市議会議員、市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長とともに本市職員の期末手当と勤勉手当を凍結という名目で大幅に削減するものであります。

この措置は人事院が出した臨時勧告、つまり国家公務員給与の夏のボーナスを0.2カ月分凍結するのが適当、つまり削減が適当という勧告に基づくものと説明されています。当初予算で組んだ人件費が、市の財政事情によって出せなくなったというわけではありません。削減額は、市職員については、期末手当の支給を1.40月から1.25月へ0.15月、勤勉手当を0.75月から0.70月へ0.05月、再任用職員については、期末手当を0.75月から0.70月へ0.05月、勤勉手当を0.35月から0.30月へ0.05月とされています。1人当たりでは7万7,109円、全体では7,764万9,455円の大幅減額になります。冬の期末手当の大幅減額をも想定したものと なっています。

市職員は、住民と職員を犠牲にする齊藤市長の逆立ちした行財政改革のもとでも、住民福祉の増進を図るといふ自治体本来の役割を果たすために、また全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないという立場で頑張っています。仕事は厳しくなる一方で、実質収入が年々大幅に減り、生活苦が進行しています。その上、今年度から昼休み時間は15分カット、その上、これまでどおりに本庁敷地に駐車すると月3千円を給料から天引きです。今回の期末手当の大幅削減は、不況に耐えて頑張っている職員に厳しい追い打ちをかけるものであります。民間はもっと苦しいのだという議論があります。今回、勧告の影響を受ける公務労働者は600万人に上るといいますが、公務員のボーナス削減が、かえって民間の一時金引き下げの口実に使われかねません。このことについては、去る5月21日の衆議院総務委員会で人事院総裁が、民間労働者を含め、多くの方に何らかの影響を与えると認めました。これは、我が党の塩川哲也議員の質問に答えたものであります。

今回の期末手当の削減が、地元経済にもマイナスの影響を及ぼすのは明らかです。今日の深刻な景気悪化の中、家計を応援し、内需を主導とする経済に切りかえることが決定的に重要であります。民間部門で雇用を守り、切り下げられた賃金をふやすには、巨額に膨らんだ大企業の内部留保の一部、数%を取り崩して使うだけでも十分効果が上がります。つまり、民間部門でも公務部門でも、雇用を守りながら収入をふやす政策こそ必要なのであります。

そもそも、今回の人事院の臨時勧告は極めて異例でずさんなものとなっています。通常、公務員の夏のボーナスは、その年の7月までの1年間の民間給与の実態調査に基づく人事院勧告で決められています。ところが、今回、人事院はこのルールを破り、4月に臨時調査を実施し、しかも通常は1万1千企業を対面調査するのに、今回は2,700社を対象に郵送調査しただけです。サンプル数が少ない上に、しかもボーナスを決定した企業は1割しかなく、まさにずさんな調査と言わざるを得ません。人事院総裁自身が、さきの衆議院総務委員会でも、「全体を反映したかといえば、そうではない」と答弁したほどであります。福岡県など県段階では、支給額を決定している県内企業数が少なく、十分な判断材料がない。6月に行わなかった減額分は12月分に反映させることが可能。正確な情報が出そろってから判断したかったと据え置きをしたところもあります。

一方、特別職の期末手当は削減したとしても、市長は約160万円、副市長は約138万円、上下水道事業管理者は約119万円、教育長は約121万円、また市議会は議長が約104万円、副議長が約90万円、議員は約83万円であり、今回の人事院勧告によらず、今日の無駄遣いと住民サービス低下の責任を市民感情から問うならば、もっと大幅に減らすべきだといふこともできるのであります。

したがって、今回、条例改正案のうち、市職員の期末手当と勤勉手当を大幅に削減する第5条は削除し、提出し直すべきであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（森山元昭）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、議案第72号 平成21年6月に支給する飯塚市職員等の期末手当等の支給の特例に関する条例の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第73号 専決処分の承認（平成20年度飯塚市一般会計補正予算（第6号））の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、経済建設委員会に付託していました議案第74号を議題といたします。経済建設委員長の報告を求めます。7番 市場義久議員。

◎7番（市場義久）

経済建設委員会に付託を受けました、「議案第74号 専決処分の承認（平成20年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」）について審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、施設改良基金についてはどの程度まで積み立てる必要があると考えているのかということについては、今後の施設改善のための必要額・約11億3千万円と走路改修のための必要額・約3億円にあわせて緊急対応のための改修費が必要になるので、総額で約15億円プラスアルファの積み立てが必要であると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 楡井莞爾議員。

◎4番（楡井莞爾）

日本共産党の楡井莞爾です。私は、ただいま経済建設委員長の報告に対して、反対の立場から討論をいたします。

反対の第1は、競走事業の利益は第一義的に一般会計へ繰り入れられるべきものであるはずであります。3億円もの黒字を、明確な理由もなく、この第一義的義務を怠っているということが第1であります。

第2は、近々のうちに施設の改良整備のための具体的な計画もないのに、既に8億3千万円もの基金があるのに、さらにそれに3億円を積み立てようとするのであります。積立金合計が11億円を超す、この財源が眠ってしまっているのではないのでしょうか。

第3は、合併以来、5カ年計画で129億円を削減するための行財政改革が現在進行中です。それも大幅に予定を上回るテンポとなっております。したがって、市民の負担は耐えがたい状況になっているのが行財政改革の現状であります。それをもっと厳しくしようとする改定が、11月をめどに計画されています。サービスは高いほうに、負担は低いほうにと、この約束が破られた1市4町市民の合併に対する怨嗟の声が満ちております。金がない、この一点張りで市民要求

を拒絶しながら、3億円もの貴重な財源を生かそうとしない市長を含めた姿勢には納得がいきません。

競走事業に関する法律にあるとおり、黒字分はよく検討し、一般会計への繰り入れを第一義的に実施すべきであるということを指摘して、反対討論といたします。

○議長（森山元昭）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第74号 専決処分の承認（平成20年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号））の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は御起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

報告第10号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）の報告を求めます。中央公民館長。

◎中央公民館長（井出洋史）

報告第10号 専決処分、交通事故に係る損害賠償につきまして御報告いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により市長の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものであります。

議案書の5ページをお願いいたします。本件事故につきましては平成21年2月13日午後2時15分ごろ、中央公民館職員が公務先へ移動中、県道大日寺潤野飯塚線と市道本町向町線の停止線及び信号機のない3差路に進入した際、左側県道から進入してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が損傷したものでございます。損害の程度につきましては、公用車は左後方ボディー、左後方タイヤ等を破損し、相手方車両は左前方バンパー及びフェンダーを破損しております。

なお、人身傷害につきましては、双方ともございません。

事故発生の原因でございますが、双方の車両が3差路に進入した際、十分に安全確認を行わなかったことが主たる原因でございます。示談の内容につきましては、過失割合、市が30%、相手方が70%であり、市は相手方に対し損害賠償金7万2000円を支払うことで、本年4月7日に示談が成立し円満解決いたしております。

公用車の安全運転につきましては、職員に対し日ごろから注意を喚起しているところでございますが、所属長といたしまして、今後とも安全運転の指導に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単であります但報告を終わります。

○議長（森山元昭）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

報告第11号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）の報告を求めます。環境施設課長。

◎環境施設課長（今中敏晴）

報告第11号について御報告いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の7ページをお願いいたします。本件事故は平成21年3月24日火曜日午前9時15分ごろ、飯塚市目尾地内におきまして環境施設課職員がごみ収集後、クリーンセンターに移動中、

優先道路を直進しようとした際、左側道路から一時停車線を超えて十字路交差点に進入してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が損傷したものでございます。損害状況につきましては、市車両はフロントパネル、フロントバンパー等、相手方車両は右バックドア、右バックフェンダー等でございます。

なお、人身傷害は双方ともございません。

事故の原因でございますが、相手方が一時停車線を超えて進入したこと及び職員の安全確認不足によるものでございます。事故によります過失割合は市が15%、相手方が85%で成立し、円満解決いたしております。損害賠償の額は2万9,850円でございます。

今後とも、当該職員はもとより他の職員につきましても、公用車を含め安全運転の指導に努めてまいります。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○議長（森山元昭）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

署名議員を指名いたします。13番 上野伸五議員、22番 松本友子議員。

以上をもちまして、本臨時会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これもちまして平成21年第3回飯塚市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時32分 閉会

△出席及び欠席議員

(出席議員 33名)

- 1番 森山元昭
- 2番 田中廣文
- 3番 川上直喜
- 4番 榆井莞爾
- 5番 秀村長利
- 6番 後藤久磨生
- 7番 市場義久
- 8番 佐藤清和
- 9番 梶原健一
- 10番 芳野潮
- 11番 八児雄二
- 12番 田中裕二
- 13番 上野伸五
- 14番 鯉川信二
- 15番 田中博文
- 16番 江口徹
- 17番 人見隆文
- 18番 柴田加代子
- 19番 兼本鉄夫
- 20番 藤浦誠一

2 1 番 道 祖 満

2 2 番 松 本 友 子

2 3 番 原 田 佳 尚

2 4 番 永 末 壽

2 5 番 西 秀 人

2 6 番 瀬 戸 元

2 8 番 吉 田 義 之

2 9 番 安 藤 茂 友

3 0 番 木 下 昭 雄

3 1 番 永 露 仁

3 2 番 岡 部 透

3 3 番 藤 本 孝 一

3 4 番 東 広 喜

(欠席議員 1 名)

2 7 番 古 本 俊 克

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	井 上 富士夫
次長	安 永 円 司
議事係長	久 世 賢 治
調査担当主査	許 斐 博 史
書記	井 上 卓 也
書記	高 橋 宏 輔
書記	有 吉 英 樹

説明のため出席した者

市長	齊 藤 守 史
副市長	上 瀧 征 博
教育長	森 本 精 造
上下水道事業管理者	浜 本 康 義
企画調整部長	縄 田 洋 明
総務部長	野見山 智 彦
財務部長	実 藤 徳 雄
経済部長	橋 本 周
市民環境部長	都 田 光 義
児童社会福祉部長	則 松 修 造
保健福祉部長	大久保 雄 二
公営競技事業部長	城 丸 秀 高
都市建設部長	村 瀬 光 芳

上下水道部次長	杉 山 兼 二
教育部長	小 田 章
生涯学習部長	田子森 裕 一
情報化推進担当次長	肘 井 政 厚
行財政改革推進室長	池 口 隆 典
企業誘致推進室長	遠 藤 幸 人
都市建設部次長	定 宗 建 夫
会計管理者	大 塚 秀 明
環境施設課長	今 中 敏 晴
事業管理課長	加 藤 俊 彦
中央公民館長	井 出 洋 史

議 長

副議長

署名議員 番

署名議員 番